

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日とする)

例（昭和五十年三月鳥取県条例第八号）中第二条の表の改正規定のうち鳥取県立鳥取療育園に関する部分及び第四条の改正規定の施行期日は、昭和五十年六月一日とする。

目 次

◆規 則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

昭和五十年五月二十一日

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県規則第三十二号

鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

昭和五十年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十二号

鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年三月鳥取県条例第十一号）中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一の改正規定中特別入院施設料に関する部分のうち鳥取県立中央病院に関する部分 昭和五十年五月二十二日

二 別表第一の改正規定中特別入院施設料に関する部分のうち鳥取県立厚生病院に関する部分 昭和五十年六月一日